

字の区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業福山地区）の施行に伴い、別紙のとおり字の区域を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

霧島市長 前田 終 止

（提案理由）

土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業 福山地区野谷換地区）の施行に伴い、字界の不整形が生じたので、これを整理するため、字の区域の変更をしようとするものである。

(別 紙)

県営中山間地域総合整備事業 福山地区 野谷換地区

変 更 後		左 に 包 括 さ れ る 区 域		
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番
福山町 佳例川	野谷ノ下	福山町 佳例川	野谷ノ頭	3498
				上記の区域に隣接する道路、水路である市有地の全部及び、字野谷ノ下、3504、3505 の 1、3514 の 1、3514 の 2、3520 の 1、3521 の 1、3521 の 3、3522、3524、3526 の 1 に隣接する水路である市有地の全部

県営中山間地域総合整備事業 福山地区（野谷換地区） 位置図



鹿児島県

県営中山間地域総合整備事業 福山地区 野谷換地区 字区域変更図

